

■海老名市の働き方改革2017

ノー残業デーと時間外勤務などについて

- ・更なる市の発展や職員の働きやすい職場環境の実現に向けた取り組みとして「働き方改革2017」を実施します。
- ・具体的な方策として、「年間100日のノー残業デー」、「原則20時までの時間外勤務」、「21時全庁消灯」などに取り組むことにより、職員の事務効率の向上、健康管理及び豊かな生活の実現を推進します。

- 1 年間100日のノー残業デーを設定
従来では、毎週水曜日を全庁の「ノー残業デー」としていました。
平成29年度からは、毎週水曜日（年間50日）のほかに、各所管課でプラス50日の「ノー残業デー」を設定することで「年間100日のノー残業デー」を実施します。
- 2 原則20時までの時間外勤務
市の策定している「特定事業主行動計画」では、各職員の時間外勤務を年間360時間以内とすることを目標としています。
これに基づき、「原則20時までの時間外勤務」とします。
※360時間＝（勤務日数244日△ノー残業デー100日）×2.5時間（20時まで勤務）
- 3 繁忙期の時間外勤務は21時まで ～21時全庁消灯～
繁忙期においては、どうしても20時を超える時間外勤務となる場合があります。
このことから、「繁忙期の時間外勤務は21時まで」認めるものとします。
これにより「21時全庁消灯」を進めます。
- 4 その他の特例について
市の関わるイベント、選挙事務、災害対応及びその他特に副市長が認める場合については、21時を超える時間外勤務を認めることとします。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市 市長室 職員課 電話 046・235・4502